

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月にA会社に入社し、警備業務に従事していたところ、平成〇年〇月頃より左足、左臀部、腰部に痛みを感じつつ勤務を続けていたが、同年〇月〇日に疼痛が強くなったことから、同月〇日にB病院に受診し「腰椎椎間板ヘルニア」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、請求人の本件傷病は長時間労働が原因であるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務に起因して発症したとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件傷病が長時間労働により発症したと主張しているので、以下検討すると、請求人の賃金支払状況に関する資料から、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日の間の各月において59時間から138.5時間にも及ぶ時間外労働が行われていたことが認められるものの、請求人の行っていた監視、巡回業務は過度に腰部に負担のかかる業務とも認められないことから、請求人に発症した本件傷病と長時間労働との直接的な因果関係を肯定することは難しい。請求人は、本件傷病が発症したことについて、何らかの災害に遭遇した旨を主張しておらず、また、決定書に記載のように「業務上腰痛の認定基準等について」（労働省労働基準局長通達、昭和51年10月16日付け基発第750号）の要件も満たしていないことから、非災害性の腰痛にも該当しない。

以上の点を勘案して、要旨、「業務に関する災害性要因も非災害性要因も認められず、業務に起因する腰部に生じた病態と判断することはできない。」としたC医師の意見を妥当なものと判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。